

令和 3 年 4 月 19 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) 改正に係わるヒアリング意見

一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

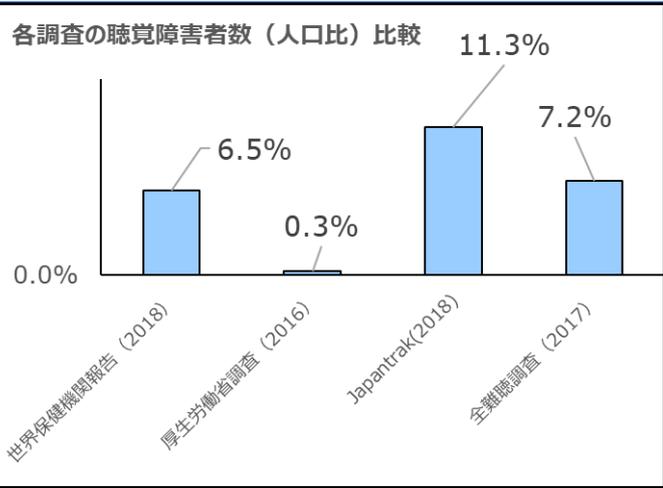
1. 障害者総合支援法第 4 条において、「この法律において障害者とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者」とされていますが、この規定を障害者基本法の定義に沿ったものに改訂してください。

身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準と世界保健機関（WHO）の認定基準に違いの有ること（右図参照）は、様々なところで指摘されています。この認定基準の違いの結果、世界保健機関報告などにおける聴覚障害者の人口比が 6.5%～11.3%とされているのに対して、厚生労働省調査ではわずか 0.3%に止まっています。（各調査結果は右図参照）

聴力レベル	障害程度	身体障害者等級程度	WHO基準
0			0 : No Impairment
10			
20			
25	軽度難聴		1.Slight Impairment (医師との相談、補聴器使用)
30			
40			2.Moderate Impairment (補聴器の常時使用)
50	中等度難聴		
60			3:Severe Impairment (補聴器使用、手話・読話の習得)
70	6級		
80	高度難聴	4級	
90		3級	
100	ろう		2級
110			
120			
130			

注：身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号）及び WHO Grades of hearing impairment (FactSheet2018)から作表

障害者基本法において、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

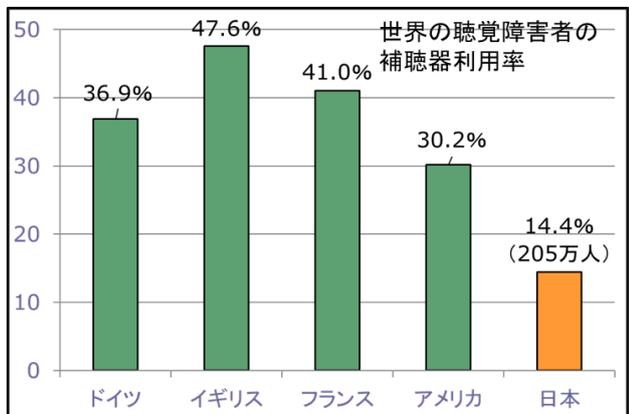
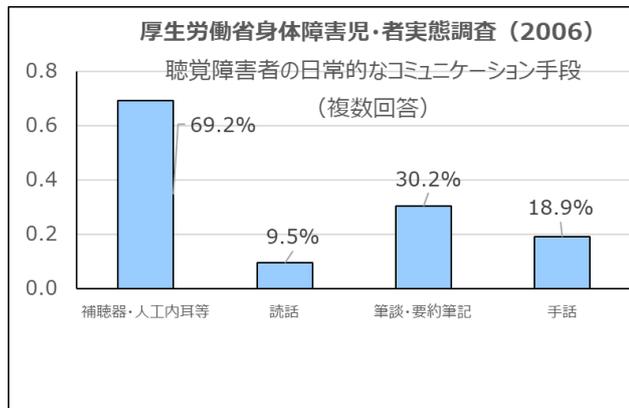


聴覚障害に係わる福祉サービスの対象者を限定する現在の障害者総合支援法や身体障害者福祉法の規定を障害者基本法の定義に沿ったものに改正し、日常生活や社会生活に制限を受けている聴覚障害者を広く福祉サービスの対象として

ください。

2. 補聴器購入に対する公費助成を充実してください。

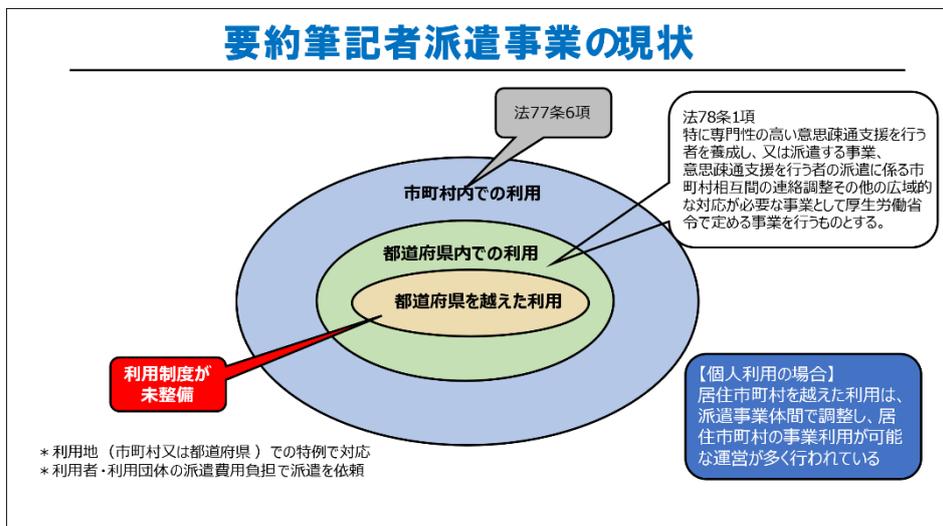
聴覚障害者の日常生活でのコミュニケーション手段は右図の通りで、圧倒的多数が補聴器などを利用した音声によるコミュニケーションで日常生活を行っています。しかしながら、（一社日本）補聴器工業会が実施した Japantrak2018 の調査では、難聴者の補聴器利用の割合は下図の通りとなっており、欧米諸国に比べて非常に低い利用割合となっています。我が国では、障害者総合支援法の「補装具制度」において公費助成が実施されていますが、その対象者が障害者手帳保持者に限定されており、利用率の低さを招いている大きな原因と考えられます。同調査では、「補聴器所有者の12%が補聴器購入の助成を受けた。」と報告されており、障害者手帳を持っていない中等度難聴者や加齢性難聴者の多くは自費購入を強いられているものと考えられます。補聴器購入に対する公費助成の拡充をお願いします。



3. 要約筆記者派遣事業を拡大してください。

障害者総合支援法において、要約筆記利用は個人利用、居住市町村内利用が原則で、専門性の高い意思疎通支援に限って、市町村域を越えて要約筆記の派遣を受けられるということになっています。

一方、団体としての要約筆記利用は、法律が想定していないため、やむなく市町村・都道府県が事業実施要綱で格別の規定をおいて派



遣要請に対応しており、事業未実施の自治体が多く、地域格差を招いております。また、全国規模の団体や集まりに対しては利用制度が未整備で、集まり開催地の自治体が特例で対応するか、集まり実施主催者の費用負担で対応せざるを得ない状況が続いています。

いつでも、どこでも、誰でもが必要な場で要約筆記を利用することで、私たちの権利が守られます。都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進すると同時に、全国規模の会議・集まりへの要約筆記者の派遣を実現する仕組みを構築することを求めます。